

告  
示

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) …二
- 換地計画の決定……………(同) …二
- 建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) …二
- 出先機関**
- 土地改良事業の工事の完了……………(地方農林北水産事務所) …三
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西地方農林水産事務所) …三
- 型式の検定適合遊技機……………(生活安全企画課) …三
- 平成十三年十一月二十八日定例告示中……………(林政課) …四

- 保安林の指定……………(林政課) …一
- 漁業の許可等の申請期間……………(水産振興課) …一

**公 告****目 次****告 示**

# 青森県報

第十九百五十六号

平成十三年十一月七日(金曜日)

## 青森県告示第六百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

## 一 保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の六

## 二 保安林指定の目的

水源のかん養

## 三 指定施業要件

## (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十三号

(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十四年一月四日から同月十七日まで

**備考**

- 一 漁業種類 手縫第一種漁業のうち、うにびき網漁業
- 二 操業区域 東共第一十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 一月一日から七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

**公 告**

**県営土地改良事業計画変更の決定**

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条の二第一項の規定により、六戸中部地区の県営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

**一 縦覧に供する書類**

土地改良事業計画書の写し

**二 縦覧の期間**

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、剣吉地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

**一 縦覧に供する書類**

換地計画書の写し

**二 縦覧の期間**

平成十三年十一月十日から平成十四年一月十一日まで

**三 縦覧の場所**

名川町役場

**建設業者の許可の取消し**

建設業法(昭和二十四年法律第二百九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

**一 商号又は名称 有限会社水口工務店**

**二 代表者の氏名 水口信三**

**三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽一丁目一四の一四**

**四 許可番号 青森県知事許可(般一一二)第七五五号**

**五 取消年月日 平成十三年十一月二十八日**

**六 取消しに係る建設業の許可**

平成十三年十一月十日から平成十四年一月十一日まで  
三 縦覧の場所  
六戸町役場

**換地計画の決定**

土木、建築、大工、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可取消しの原因となつた事実

平成十三年十月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出先機閂

## 土地改良事業の工事の完了

高野川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

下北地方農林水産事務所長  
平野隆夫

# 一 県営土地改良事業の名称

農林漁業用揮發油稅財源身替農道整備事業

平成十三年三月三十日

## 土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

西地方農林水産事務所長 熊谷 宏

区員別  
氏名  
住所  
所  
就任及び退任  
年月日

| 遊技機の種類       | 型 式 名      | 製造業者又は輸入業者名 |
|--------------|------------|-------------|
| ぱちんこ遊技機      | C R ダイナマイ娘 |             |
| ファーバーはっちゃんDX |            | 株式会社大一商会    |
| 株式会社三共       |            |             |

# 回胴式遊技機 キヤツツアイ

キャツツアイ

サミー株式会社

右 フィーバーはつちんDX

フィードバーはつちんDX

株式会社二共

青森県公安局委員会委員長 橋本昭一

公安局委員會

青森県公安委員会告示第六十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年十二月七日

平成十三年十二月七日

|              |     |               |
|--------------|-----|---------------|
| 野呂 勝男        | の 二 | 木造町大字濁川字浅井二二  |
| 小山内 實        | の 一 | ○四の一          |
| 渋谷 善右エ門      | の 二 | 車力村大字牛潟字塚野沢   |
| 野呂 勝男        | の 一 | 木造町大字善積字萩田一〇  |
| 蝦名 慶吉        | の 一 | 大字濁川字浅井一一     |
| 秋元十三郎        | 八   | 車力村大字下車力字盛野四〇 |
| 稻垣村大字穂積字桜田四〇 | 四   |               |

三·一·退任

| 第一成<br>九年三<br>月五二<br>号六 | 発行年月<br>行番号 |
|-------------------------|-------------|
| 告示                      | 区分          |
| 第六四八号                   | 番号          |
| 三                       | ページ         |
| 上                       | 段           |
| ら後ろか                    | 行           |
| 北津軽郡小泊村字南泊山一番の一         | 誤           |
| 北津軽郡小泊村字南小泊山一番の一        | 正           |

林政課

正 誤

|            |           |         |          |           |       |         |         |
|------------|-----------|---------|----------|-----------|-------|---------|---------|
| 同右         | 同右        | 同右      | 同右       | 同右        | 同右    | 同右      | 同右      |
| ウンジャミー30   | カイゾクショック2 | チエリー    | カンフーレツデン | インディジョーズ2 | オオガメラ | ガメラ     | ディスクアップ |
| 株式会社エイペックス | 同右        | 株式会社ネット | 山佐株式会社   | 同右        | 同右    | 株式会社ロデオ | 同右      |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭

|               |         |
|---------------|---------|
| 青森市長島一丁目一番一号  | 発行所・发行人 |
| 青森市古川一丁目一七番五号 | 印刷所・販売人 |